

南砺市国民保護計画新旧対照表（平成31年2月変更分）

変更箇所 (頁番号)	新 (変更後)	旧 (変更前)	備考																								
第1編 第2章 (3頁)	(6) <u>要配慮者</u> 等への配慮及び国際人道法の的確な実施 (略)	(6) <u>災害時要援護者</u> 等への配慮及び国際人道法の的確な実施 (略)	[変更] 災害対策基本 法の一部改正 等に伴う用語 の修正																								
第1編 第3章 1 (8頁)	【指定公共機関】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">機関の名称</th> <th style="width: 75%;">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>日本郵便株式会社</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社</td> <td>1救援への協力 2外国人に関する安否情報の<u>県及び市</u> <u>町村からの</u>収集、整理並びに回答</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	(略)	(略)	<u>日本郵便株式会社</u>	(略)	(略)	(略)	日本赤十字社	1救援への協力 2外国人に関する安否情報の <u>県及び市</u> <u>町村からの</u> 収集、整理並びに回答	(略)	(略)	【指定公共機関】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">機関の名称</th> <th style="width: 75%;">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>郵便事業株式会社</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社</td> <td>1救援への協力 2外国人の安否情報の収集、整理及び 回答</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	(略)	(略)	<u>郵便事業株式会社</u>	(略)	(略)	(略)	日本赤十字社	1救援への協力 2外国人の安否情報の収集、整理及び 回答	(略)	(略)	[変更] 組織名修正 [変更] 富山県国民保 護計画の変更 に伴う修正
機関の名称	事務又は業務の大綱																										
(略)	(略)																										
<u>日本郵便株式会社</u>	(略)																										
(略)	(略)																										
日本赤十字社	1救援への協力 2外国人に関する安否情報の <u>県及び市</u> <u>町村からの</u> 収集、整理並びに回答																										
(略)	(略)																										
機関の名称	事務又は業務の大綱																										
(略)	(略)																										
<u>郵便事業株式会社</u>	(略)																										
(略)	(略)																										
日本赤十字社	1救援への協力 2外国人の安否情報の収集、整理及び 回答																										
(略)	(略)																										
第1編 第4章 (10頁)	(1) 地形 (略) 平野部は、豊かな水に恵まれた水田地帯として、また、 全国でも珍しい「散居村」として知られている。面積 は、 <u>668.64</u> k m ² （東西約26km 南北約39km）で、琵琶湖 とほぼ同じ大きさである。	(1) 地形 (略) 平野部は、豊かな水に恵まれた水田地帯として、また、 全国でも珍しい「散居村」として知られている。面積 は、 <u>668.86</u> k m ² （東西約26km 南北約39km）で、琵琶湖 とほぼ同じ大きさである。	[変更] 国土地理院の 公表に基づく 修正（面積計 測方法の変更 による）																								

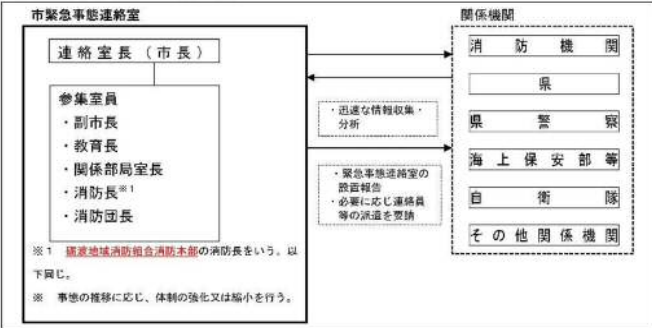
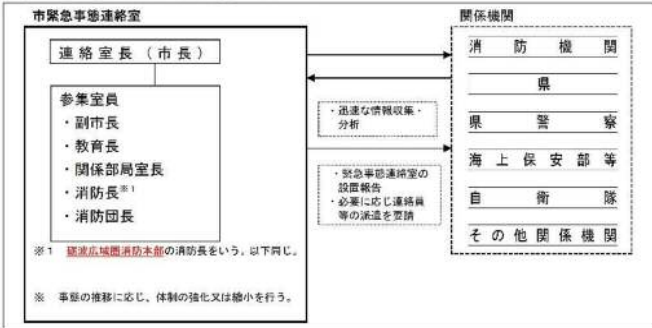
変更箇所 (頁番号) ※頁番号は変更後の計画に対応	新 (変更後)	旧 (変更前)	備考																																																																																																																																																																																																				
第1編 第4章 (11頁)	(2) 気候 【南砺市高宮地内アメダス資料】 <table border="1" data-bbox="434 300 1093 647"> <thead> <tr> <th>単位 統計期間 資料年数</th> <th>平均気温 ℃ 1981～2010</th> <th>最高気温 ℃ 1981～2010</th> <th>最低気温 ℃ 1981～2010</th> <th>平均風速 m/s 1981～2010</th> <th>日照時間 時間 1987～2010</th> <th>降水量 mm 1981～2010</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1月</td><td>1.7</td><td>5.4</td><td>-1.7</td><td>1.5</td><td>61.0</td><td>312.4</td></tr> <tr><td>2月</td><td>1.8</td><td>5.8</td><td>-2.0</td><td>1.5</td><td>80.3</td><td>204.3</td></tr> <tr><td>3月</td><td>5.1</td><td>9.9</td><td>0.6</td><td>1.8</td><td>122.6</td><td>174.8</td></tr> <tr><td>4月</td><td>11.2</td><td>16.9</td><td>5.8</td><td>2.0</td><td>168.7</td><td>126.5</td></tr> <tr><td>5月</td><td>16.5</td><td>21.6</td><td>11.6</td><td>1.9</td><td>180.1</td><td>127.9</td></tr> <tr><td>6月</td><td>20.3</td><td>24.8</td><td>16.4</td><td>1.5</td><td>127.0</td><td>188.7</td></tr> <tr><td>7月</td><td>24.0</td><td>28.4</td><td>20.4</td><td>1.4</td><td>127.8</td><td>246.4</td></tr> <tr><td>8月</td><td>25.3</td><td>30.2</td><td>21.2</td><td>1.4</td><td>174.1</td><td>163.9</td></tr> <tr><td>9月</td><td>21.2</td><td>26.0</td><td>17.4</td><td>1.4</td><td>119.8</td><td>222.6</td></tr> <tr><td>10月</td><td>15.4</td><td>20.5</td><td>10.9</td><td>1.4</td><td>128.2</td><td>173.7</td></tr> <tr><td>11月</td><td>9.8</td><td>14.7</td><td>5.4</td><td>1.5</td><td>96.7</td><td>274.7</td></tr> <tr><td>12月</td><td>4.8</td><td>9.1</td><td>1.1</td><td>1.6</td><td>70.8</td><td>318.9</td></tr> <tr><td>全年</td><td>13.1</td><td>17.8</td><td>8.9</td><td>1.6</td><td>1,454.5</td><td>2,530.7</td></tr> </tbody> </table>	単位 統計期間 資料年数	平均気温 ℃ 1981～2010	最高気温 ℃ 1981～2010	最低気温 ℃ 1981～2010	平均風速 m/s 1981～2010	日照時間 時間 1987～2010	降水量 mm 1981～2010	1月	1.7	5.4	-1.7	1.5	61.0	312.4	2月	1.8	5.8	-2.0	1.5	80.3	204.3	3月	5.1	9.9	0.6	1.8	122.6	174.8	4月	11.2	16.9	5.8	2.0	168.7	126.5	5月	16.5	21.6	11.6	1.9	180.1	127.9	6月	20.3	24.8	16.4	1.5	127.0	188.7	7月	24.0	28.4	20.4	1.4	127.8	246.4	8月	25.3	30.2	21.2	1.4	174.1	163.9	9月	21.2	26.0	17.4	1.4	119.8	222.6	10月	15.4	20.5	10.9	1.4	128.2	173.7	11月	9.8	14.7	5.4	1.5	96.7	274.7	12月	4.8	9.1	1.1	1.6	70.8	318.9	全年	13.1	17.8	8.9	1.6	1,454.5	2,530.7	(2) 気候 【南砺市高宮地内アメダス資料】 <table border="1" data-bbox="1218 300 1877 647"> <thead> <tr> <th>単位 統計期間 資料年数</th> <th>平均気温 ℃ 1979～2000</th> <th>最高気温 ℃ 1979～2000</th> <th>最低気温 ℃ 1979～2000</th> <th>平均風速 m/s 1979～2000</th> <th>日照時間 時間 1987～2000</th> <th>降水量 mm 1979～2000</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1月</td><td>1.8</td><td>5.1</td><td>-1.2</td><td>1.5</td><td>61.3</td><td>302.3</td></tr> <tr><td>2月</td><td>1.6</td><td>5.0</td><td>-1.8</td><td>1.5</td><td>76.4</td><td>203.5</td></tr> <tr><td>3月</td><td>4.8</td><td>9.0</td><td>0.7</td><td>1.7</td><td>119.9</td><td>161.8</td></tr> <tr><td>4月</td><td>11.0</td><td>16.2</td><td>5.9</td><td>2.0</td><td>156.2</td><td>127.0</td></tr> <tr><td>5月</td><td>16.3</td><td>21.0</td><td>11.7</td><td>1.9</td><td>150.5</td><td>126.6</td></tr> <tr><td>6月</td><td>20.2</td><td>24.1</td><td>16.5</td><td>1.5</td><td>85.5</td><td>184.9</td></tr> <tr><td>7月</td><td>23.7</td><td>27.6</td><td>20.2</td><td>1.4</td><td>94.6</td><td>237.7</td></tr> <tr><td>8月</td><td>25.0</td><td>29.3</td><td>21.2</td><td>1.3</td><td>145.1</td><td>171.0</td></tr> <tr><td>9月</td><td>20.9</td><td>25.1</td><td>17.2</td><td>1.3</td><td>109.2</td><td>236.0</td></tr> <tr><td>10月</td><td>15.1</td><td>19.8</td><td>10.9</td><td>1.3</td><td>122.4</td><td>186.5</td></tr> <tr><td>11月</td><td>9.7</td><td>14.2</td><td>5.6</td><td>1.5</td><td>96.6</td><td>265.6</td></tr> <tr><td>12月</td><td>4.8</td><td>8.7</td><td>1.3</td><td>1.6</td><td>77.8</td><td>300.8</td></tr> <tr><td>全年</td><td>12.9</td><td>17.1</td><td>9.0</td><td>1.6</td><td>1,289.8</td><td>2,499.4</td></tr> </tbody> </table>	単位 統計期間 資料年数	平均気温 ℃ 1979～2000	最高気温 ℃ 1979～2000	最低気温 ℃ 1979～2000	平均風速 m/s 1979～2000	日照時間 時間 1987～2000	降水量 mm 1979～2000	1月	1.8	5.1	-1.2	1.5	61.3	302.3	2月	1.6	5.0	-1.8	1.5	76.4	203.5	3月	4.8	9.0	0.7	1.7	119.9	161.8	4月	11.0	16.2	5.9	2.0	156.2	127.0	5月	16.3	21.0	11.7	1.9	150.5	126.6	6月	20.2	24.1	16.5	1.5	85.5	184.9	7月	23.7	27.6	20.2	1.4	94.6	237.7	8月	25.0	29.3	21.2	1.3	145.1	171.0	9月	20.9	25.1	17.2	1.3	109.2	236.0	10月	15.1	19.8	10.9	1.3	122.4	186.5	11月	9.7	14.2	5.6	1.5	96.6	265.6	12月	4.8	8.7	1.3	1.6	77.8	300.8	全年	12.9	17.1	9.0	1.6	1,289.8	2,499.4	[変更] 時点修正
単位 統計期間 資料年数	平均気温 ℃ 1981～2010	最高気温 ℃ 1981～2010	最低気温 ℃ 1981～2010	平均風速 m/s 1981～2010	日照時間 時間 1987～2010	降水量 mm 1981～2010																																																																																																																																																																																																	
1月	1.7	5.4	-1.7	1.5	61.0	312.4																																																																																																																																																																																																	
2月	1.8	5.8	-2.0	1.5	80.3	204.3																																																																																																																																																																																																	
3月	5.1	9.9	0.6	1.8	122.6	174.8																																																																																																																																																																																																	
4月	11.2	16.9	5.8	2.0	168.7	126.5																																																																																																																																																																																																	
5月	16.5	21.6	11.6	1.9	180.1	127.9																																																																																																																																																																																																	
6月	20.3	24.8	16.4	1.5	127.0	188.7																																																																																																																																																																																																	
7月	24.0	28.4	20.4	1.4	127.8	246.4																																																																																																																																																																																																	
8月	25.3	30.2	21.2	1.4	174.1	163.9																																																																																																																																																																																																	
9月	21.2	26.0	17.4	1.4	119.8	222.6																																																																																																																																																																																																	
10月	15.4	20.5	10.9	1.4	128.2	173.7																																																																																																																																																																																																	
11月	9.8	14.7	5.4	1.5	96.7	274.7																																																																																																																																																																																																	
12月	4.8	9.1	1.1	1.6	70.8	318.9																																																																																																																																																																																																	
全年	13.1	17.8	8.9	1.6	1,454.5	2,530.7																																																																																																																																																																																																	
単位 統計期間 資料年数	平均気温 ℃ 1979～2000	最高気温 ℃ 1979～2000	最低気温 ℃ 1979～2000	平均風速 m/s 1979～2000	日照時間 時間 1987～2000	降水量 mm 1979～2000																																																																																																																																																																																																	
1月	1.8	5.1	-1.2	1.5	61.3	302.3																																																																																																																																																																																																	
2月	1.6	5.0	-1.8	1.5	76.4	203.5																																																																																																																																																																																																	
3月	4.8	9.0	0.7	1.7	119.9	161.8																																																																																																																																																																																																	
4月	11.0	16.2	5.9	2.0	156.2	127.0																																																																																																																																																																																																	
5月	16.3	21.0	11.7	1.9	150.5	126.6																																																																																																																																																																																																	
6月	20.2	24.1	16.5	1.5	85.5	184.9																																																																																																																																																																																																	
7月	23.7	27.6	20.2	1.4	94.6	237.7																																																																																																																																																																																																	
8月	25.0	29.3	21.2	1.3	145.1	171.0																																																																																																																																																																																																	
9月	20.9	25.1	17.2	1.3	109.2	236.0																																																																																																																																																																																																	
10月	15.1	19.8	10.9	1.3	122.4	186.5																																																																																																																																																																																																	
11月	9.7	14.2	5.6	1.5	96.6	265.6																																																																																																																																																																																																	
12月	4.8	8.7	1.3	1.6	77.8	300.8																																																																																																																																																																																																	
全年	12.9	17.1	9.0	1.6	1,289.8	2,499.4																																																																																																																																																																																																	
第1編 第4章 (11頁)	(3) 人口分布 人口は、平成30年10月現在51,193人で市の平野部（城端、井波、井口、福野、福光地域）に集中しており、全体の約95%がこの地域に居住している。 また、高齢化率は県平均を大きく上まわり37.3%となっており、山間部において更にその比率は高くなっている。	(3) 人口分布 人口は、平成18年10月現在58,252人で市の平野部（城端、井波、井口、福野、福光地域）に集中しており、全体の約9割がこの地域に居住している。 また、高齢化率は県平均を大きく上まわり28.7%となっており、山間部において更にその比率は高くなっている。	[変更] 時点修正																																																																																																																																																																																																				
第1編 第4章 (11頁)	(4) 道路の位置等 (略) 国道改良率は97.8%（平成27年4月1日現在）となっており渋滞が発生することはないが、山間地では豪雨等の異常気象時に事前通行規制を行う区間がある。また、県道や市道には冬季間に降雪で通行不能となる区間がある。	(4) 道路の位置等 (略) 国道改良率は96.2%（平成17年4月1日現在）となっており渋滞が発生することはないが、山間地では豪雨等の異常気象時に事前通行規制を行う区間がある。また、県道や市道には冬季間に降雪で通行不能となる区間がある。	[変更] 時点修正																																																																																																																																																																																																				

変更箇所 (頁番号) <small>※頁番号は変更後の計画に対応</small>	新 (変更後)	旧 (変更前)	備考								
第1編 第5章 1 (16頁)	<p>【NBC攻撃の場合の対応】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="383 276 611 308">兵器</th> <th data-bbox="616 276 1070 308">想定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="383 311 611 539">N (核兵器)</td> <td data-bbox="616 311 1070 539"> (略) <u>・核攻撃等においては、避難住民等(運送に使用する車両及びその乗務員を含む。)のスクリーニング及び除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するための必要な措置を講じる必要がある。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	兵器	想定	N (核兵器)	(略) <u>・核攻撃等においては、避難住民等(運送に使用する車両及びその乗務員を含む。)のスクリーニング及び除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するための必要な措置を講じる必要がある。</u>	<p>【指定公共機関】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1164 276 1393 308">兵器</th> <th data-bbox="1397 276 1852 308">想定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1164 311 1393 539">N (核兵器)</td> <td data-bbox="1397 311 1852 539">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	兵器	想定	N (核兵器)	(略)	<p>[追加] 富山県国民保護計画の変更に伴う修正(スクリーニング及び除染の実施について規定されたことによる)</p>
兵器	想定										
N (核兵器)	(略) <u>・核攻撃等においては、避難住民等(運送に使用する車両及びその乗務員を含む。)のスクリーニング及び除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するための必要な措置を講じる必要がある。</u>										
兵器	想定										
N (核兵器)	(略)										

変更箇所 (頁番号) <small>※頁番号は変更後の計画に対応</small>	新 (変更後)	旧 (変更前)	備考								
第1編 第5章 2 (17頁)	<p>1 攻撃対象施設等による分類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="383 277 611 309">想定</th> <th data-bbox="611 277 1070 309">分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="383 309 611 1161">危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態</td> <td data-bbox="611 309 1070 1161"> <p>※事態例 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破・危険物積載船への攻撃・ダム破壊、<u>原子力事業所等の破壊</u></p> <p>※被害の概要 ①石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害 ・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。 ②危険物積載船が攻撃を受けた場合の主な被害 ・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。 ③ダムが破壊された場合の主な被害 ・ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。 <u>④原子力事業所が攻撃を受けた場合の主な被害</u> ・<u>大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。</u> ・<u>汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	想定	分類	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	<p>※事態例 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破・危険物積載船への攻撃・ダム破壊、<u>原子力事業所等の破壊</u></p> <p>※被害の概要 ①石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害 ・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。 ②危険物積載船が攻撃を受けた場合の主な被害 ・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。 ③ダムが破壊された場合の主な被害 ・ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。 <u>④原子力事業所が攻撃を受けた場合の主な被害</u> ・<u>大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。</u> ・<u>汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。</u></p>	<p>1 攻撃対象施設等による分類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1160 277 1388 309">想定</th> <th data-bbox="1388 277 1848 309">分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1160 309 1388 1161">危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態</td> <td data-bbox="1388 309 1848 1161"> <p>※事態例 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破・危険物積載船への攻撃・ダム破壊</p> <p>※被害の概要 ①石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害 ・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。 ②危険物積載船が攻撃を受けた場合の主な被害 ・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。 ③ダムが破壊された場合の主な被害 ・ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	想定	分類	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	<p>※事態例 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破・危険物積載船への攻撃・ダム破壊</p> <p>※被害の概要 ①石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害 ・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。 ②危険物積載船が攻撃を受けた場合の主な被害 ・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。 ③ダムが破壊された場合の主な被害 ・ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。</p>	<p>〔追加〕 富山県国民保護計画の変更に伴う修正 (緊急処理事態の例として、「原子力事業所等の破壊」が追加されたことによる)</p>
想定	分類										
危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	<p>※事態例 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破・危険物積載船への攻撃・ダム破壊、<u>原子力事業所等の破壊</u></p> <p>※被害の概要 ①石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害 ・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。 ②危険物積載船が攻撃を受けた場合の主な被害 ・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。 ③ダムが破壊された場合の主な被害 ・ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。 <u>④原子力事業所が攻撃を受けた場合の主な被害</u> ・<u>大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。</u> ・<u>汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。</u></p>										
想定	分類										
危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	<p>※事態例 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破・危険物積載船への攻撃・ダム破壊</p> <p>※被害の概要 ①石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害 ・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。 ②危険物積載船が攻撃を受けた場合の主な被害 ・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。 ③ダムが破壊された場合の主な被害 ・ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。</p>										

変更箇所 (頁番号) <small>※頁番号は変更後の計画に対応</small>	新 (変更後)	旧 (変更前)	備考																																								
第2編 第1章 第1 2 (20頁)	(2) 24時間即応体制の確立 市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、 <u>砺波地域消防組合消防本部</u> （以下「消防本部」という。）との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。	(2) 24時間即応体制の確立 市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、 <u>砺波広域圏消防本部</u> （以下「消防本部」という。）との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。	[変更] 組織名修正																																								
第2編 第1章 第1 2 (21頁)	(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>代替職員 (第1順位)</th> <th>代替職員 (第2順位)</th> <th>代替職員 (第3順位)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長 (市対策本部長)</td> <td>副市長</td> <td>教育長</td> <td><u>市長政策部長</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)	代替職員 (第3順位)	市長 (市対策本部長)	副市長	教育長	<u>市長政策部長</u>	(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>代替職員 (第1順位)</th> <th>代替職員 (第2順位)</th> <th>代替職員 (第3順位)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長 (市対策本部長)</td> <td>副市長</td> <td>教育長</td> <td><u>総務部長</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)	代替職員 (第3順位)	市長 (市対策本部長)	副市長	教育長	<u>総務部長</u>	[変更] 行政組織の改編に伴う修正																								
名称	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)	代替職員 (第3順位)																																								
市長 (市対策本部長)	副市長	教育長	<u>市長政策部長</u>																																								
名称	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)	代替職員 (第3順位)																																								
市長 (市対策本部長)	副市長	教育長	<u>総務部長</u>																																								
第2編 第1章 第1 4 (23頁)	(1) 国民の権利利益の迅速な救済 【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">損失補償 (法第159条第1項)</td> <td>特定物資の取用に関すること。(法第81条第2項)</td> <td>福祉課 <u>地域包括医療ケア部</u></td> </tr> <tr> <td>特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項)</td> <td>福祉課 <u>地域包括医療ケア部</u></td> </tr> <tr> <td>土地等の使用に関すること。(法第82条)</td> <td><u>地域包括医療ケア部</u></td> </tr> <tr> <td>応急公用負担に関すること。(法第113条第1項・5項)</td> <td>関係各課</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">損害補償 (法第160条)</td> <td>国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)</td> <td>総務課</td> </tr> <tr> <td>不届申立てに関すること。(法第6条、175条)</td> <td>総務課</td> </tr> <tr> <td>訴訟に関すること。(法第6条、175条)</td> <td></td> <td>総務課</td> </tr> </tbody> </table>			担当課	損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の取用に関すること。(法第81条第2項)	福祉課 <u>地域包括医療ケア部</u>	特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項)	福祉課 <u>地域包括医療ケア部</u>	土地等の使用に関すること。(法第82条)	<u>地域包括医療ケア部</u>	応急公用負担に関すること。(法第113条第1項・5項)	関係各課	損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	総務課	不届申立てに関すること。(法第6条、175条)	総務課	訴訟に関すること。(法第6条、175条)		総務課	(1) 国民の権利利益の迅速な救済 【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">損失補償 (法第159条第1項)</td> <td>特定物資の取用に関すること。(法第81条第2項)</td> <td>福祉課 <u>地域包括医療・ケア局</u></td> </tr> <tr> <td>特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項)</td> <td>福祉課 <u>地域包括医療・ケア局</u></td> </tr> <tr> <td>土地等の使用に関すること。(法第82条)</td> <td><u>地域包括医療・ケア局</u></td> </tr> <tr> <td>応急公用負担に関すること。(法第113条第1項・6項)</td> <td>関係各課</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">損害補償 (法第160条)</td> <td>国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)</td> <td>総務課</td> </tr> <tr> <td>不届申立てに関すること。(法第6条、175条)</td> <td>総務課</td> </tr> <tr> <td>訴訟に関すること。(法第6条、175条)</td> <td></td> <td>総務課</td> </tr> </tbody> </table>			担当課	損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の取用に関すること。(法第81条第2項)	福祉課 <u>地域包括医療・ケア局</u>	特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項)	福祉課 <u>地域包括医療・ケア局</u>	土地等の使用に関すること。(法第82条)	<u>地域包括医療・ケア局</u>	応急公用負担に関すること。(法第113条第1項・6項)	関係各課	損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	総務課	不届申立てに関すること。(法第6条、175条)	総務課	訴訟に関すること。(法第6条、175条)		総務課	[変更] 行政組織の改編に伴う修正
		担当課																																									
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の取用に関すること。(法第81条第2項)	福祉課 <u>地域包括医療ケア部</u>																																									
	特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項)	福祉課 <u>地域包括医療ケア部</u>																																									
	土地等の使用に関すること。(法第82条)	<u>地域包括医療ケア部</u>																																									
	応急公用負担に関すること。(法第113条第1項・5項)	関係各課																																									
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	総務課																																									
	不届申立てに関すること。(法第6条、175条)	総務課																																									
訴訟に関すること。(法第6条、175条)		総務課																																									
		担当課																																									
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の取用に関すること。(法第81条第2項)	福祉課 <u>地域包括医療・ケア局</u>																																									
	特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項)	福祉課 <u>地域包括医療・ケア局</u>																																									
	土地等の使用に関すること。(法第82条)	<u>地域包括医療・ケア局</u>																																									
	応急公用負担に関すること。(法第113条第1項・6項)	関係各課																																									
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	総務課																																									
	不届申立てに関すること。(法第6条、175条)	総務課																																									
訴訟に関すること。(法第6条、175条)		総務課																																									
第2編 第1章 第4 2 (27頁)	(2) 防災行政無線の整備 市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる <u>防災行政無線等の多様な情報伝達手段</u> の適切な維持管理を行うと共に、デジタル化の推進や可聴範囲の拡大を図る。 さらに、 <u>全国瞬時警報システム（J-A L E R T）の運用に必要な体制を確保するものとする。</u>	(2) 防災行政無線の整備 市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる防災行政無線の適切な維持管理を行うと共に、デジタル化の推進や可聴範囲の拡大を図る。 さらに、 <u>全国瞬時警報システム（J-A L E R T）に対応した体制の整備に努める。</u>	[変更] 富山県国民保護計画の変更に伴う修正 (表記の修正)																																								

変更箇所 (頁番号) <small>※頁番号は変更後の計画に対応</small>	新 (変更後)	旧 (変更前)	備考																																										
第2編 第1章 第5 2 (30頁)	(1) 市における訓練の実施 (略) 訓練の実施にあたっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、自衛隊等との連携による、 <u>NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。</u>	(1) 市における訓練の実施 (略) 訓練の実施にあたっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、自衛隊等との連携を図る。	〔追加〕 富山県国民保護計画の変更に伴う修正 (地下への避難訓練や様々な情報伝達手段を用いた訓練等、訓練内容を実践的なものとするよう努めることが明記されたことによる)																																										
第2編 第2章 1 (32頁)	(3) 高齢者、障害者等要配慮者への配慮 市は、避難住民の誘導にあたっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成する避難支援プランを活用しつつ、 <u>要配慮者</u> の避難対策を講じる。 その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「 <u>要配慮者</u> 支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。	(3) 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮 市は、避難住民の誘導にあたっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成する避難支援プランを活用しつつ、 <u>災害時要援護者</u> の避難対策を講じる。 その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「 <u>災害時要援護者</u> 支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。	〔変更〕 災害対策基本法の一部改正等に伴う用語の修正																																										
第2編 第2章 6 (34頁)	(1) 生活関連等施設の把握等 ※【市内生活関連等施設の種類の把握及び所管省庁、所管県担当部局】 <table border="1" data-bbox="443 1034 1079 1257"> <thead> <tr> <th>国民保護法 施行令</th> <th>各号</th> <th>施設の種類</th> <th>所管省庁名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第27条</td> <td>1号</td> <td>発電所、変電所</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>9号</td> <td>ダム</td> <td>国土交通省 農林水産省</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第28条</td> <td>2号</td> <td>毒劇物（毒物及び劇物取締法）</td> <td>厚生労働省</td> </tr> <tr> <td>4号</td> <td>高圧ガス</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>7号</td> <td>放射性同位元素（汚染物質を含む。）</td> <td><u>原子力規制委員会</u></td> </tr> </tbody> </table>	国民保護法 施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	9号	ダム	国土交通省 農林水産省	第28条	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	4号	高圧ガス	経済産業省	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	<u>原子力規制委員会</u>	(1) 生活関連等施設の把握等 ※【市内生活関連等施設の種類の把握及び所管省庁、所管県担当部局】 <table border="1" data-bbox="1220 1034 1865 1244"> <thead> <tr> <th>国民保護法 施行令</th> <th>各号</th> <th>施設の種類の種類</th> <th>所管省庁名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第27条</td> <td>1号</td> <td>発電所、変電所</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>9号</td> <td>ダム</td> <td>国土交通省 農林水産省</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第28条</td> <td>2号</td> <td>毒劇物（毒物及び劇物取締法）</td> <td>厚生労働省</td> </tr> <tr> <td>4号</td> <td>高圧ガス</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>7号</td> <td>放射性同位元素（汚染物質を含む。）</td> <td><u>文部科学省</u></td> </tr> </tbody> </table>	国民保護法 施行令	各号	施設の種類の種類	所管省庁名	第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	9号	ダム	国土交通省 農林水産省	第28条	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	4号	高圧ガス	経済産業省	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	<u>文部科学省</u>	〔変更〕 原子力規制委員会の設置に係る所管省庁の変更に伴う修正
国民保護法 施行令	各号	施設の種類	所管省庁名																																										
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省																																										
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省																																										
第28条	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省																																										
	4号	高圧ガス	経済産業省																																										
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	<u>原子力規制委員会</u>																																										
国民保護法 施行令	各号	施設の種類の種類	所管省庁名																																										
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省																																										
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省																																										
第28条	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省																																										
	4号	高圧ガス	経済産業省																																										
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	<u>文部科学省</u>																																										

変更箇所 (頁番号) <small>※頁番号は変更後の計画に対応</small>	新 (変更後)	旧 (変更前)	備考
第2編 第4章 3 (37頁)	<p>(略)</p> <p>また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、<u>国及び県が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時警報システム（J-ALEERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動等について平素から周知に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、<u>国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。</u></p> <p>(略)</p>	<p>[変更] 富山県国民保護計画の変更に伴う修正 (平素からJ-ALEERTによる情報の伝達と弾道ミサイル落下時の行動の周知に努めることが明記されたことによる)</p>
第3編 第1章 1 (39頁)	<p>(1) 緊急事態連絡室等の設置 ※【市緊急事態連絡室の構成等】<イメージ></p> 	<p>(1) 緊急事態連絡室等の設置 ※【市緊急事態連絡室の構成等】<イメージ></p> 	<p>[変更] 組織名修正</p>

変更箇所 (頁番号) <small>※頁番号は変更後の計画に対応</small>	新 (変更後)	旧 (変更前)	備考
第3編 第2章 1 (42頁)	<p>(1) 市対策本部の設置の手順</p> <p>⑥ 本部の代替機能の確保</p> <p>市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設を下記のとおり指定する。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。</p> <p>第1順位、福光庁舎 第2順位、その他公共施設</p> <p>また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。</p>	<p>(1) 市対策本部の設置の手順</p> <p>⑥ 本部の代替機能の確保</p> <p>市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設を下記のとおり指定する。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。</p> <p>第1順位、福野体育館 第2順位、福野文化創造センター</p> <p>また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。</p>	[変更] 市地域防災計画との整合を図るための修正
第3編 第2章 1 (43頁)	<p>(3) 市対策本部の組織構成及び機能</p> <p>【市対策本部の組織構成】</p>	<p>(3) 市対策本部の組織構成及び機能</p> <p>【市対策本部の組織構成】</p>	[変更] 行政組織の改編に伴う修正

変更箇所 (頁番号) <small>※頁番号は変更後の計画に対応</small>	新 (変更後)	旧 (変更前)	備考
第3編 第4章 第1 2 (54頁)	(2) (略) この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や要配慮者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。 (略)	(2) (略) この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。 (略)	[変更] 災害対策基本法の一部改正等に伴う用語の修正
第3編 第4章 第1 2 (54頁)	(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、要配慮者について、防災・福祉部局との連携の下で避難支援プランを活用するなど、要配慮者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。	(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、災害時要援護者について、防災・福祉部局との連携の下で避難支援プランを活用するなど、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。	[変更] 災害対策基本法の一部改正等に伴う用語の修正
第3編 第4章 第2 2 (56頁)	(2) 避難実施要領の項目 ⑤ 集合にあたっての留意事項 集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、要配慮者への配慮事項等、集合にあたっての避難住民の留意すべき事項を記載する。	(2) 避難実施要領の項目 ⑤ 集合にあたっての留意事項 集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、要避難援護者への配慮事項等、集合にあたっての避難住民の留意すべき事項を記載する。	[変更] 災害対策基本法の一部改正等に伴う用語の修正
第3編 第4章 第2 2 (57頁)	(2) 避難実施要領の項目 ⑧ 要配慮者への対応 要配慮者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。	(2) 避難実施要領の項目 ⑧ 災害時要援護者への対応 災害時要援護者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。	[変更] 災害対策基本法の一部改正等に伴う用語の修正
第3編 第4章 第2 2 (57頁)	(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項 ⑥ 要配慮者の避難方法の決定（避難支援プラン、要配慮者支援班の設置）	(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項 ⑥ 要援護者の避難方法の決定（避難支援プラン、災害時要援護者支援班の設置）	[変更] 災害対策基本法の一部改正等に伴う用語の修正

変更箇所 (頁番号) <small>※頁番号は変更後の計画に対応</small>	新 (変更後)	旧 (変更前)	備考
第3編 第4章 第2 3 (58頁)	(1) 市長による避難住民の誘導 市長又は 砺波地域消防組合 の管理者（以下「組合管理者」という。）は、避難実施要領で定めるところにより、市職員及び消防団長又は消防長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。 (略)	(1) 市長による避難住民の誘導 市長又は 砺波広域圏事務組合 の管理者（以下「組合管理者」という。）は、避難実施要領で定めるところにより、市職員及び消防団長又は消防長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。 (略)	〔変更〕 組織名修正
第3編 第4章 第2 3 (58頁)	(2) 消防機関の活動 消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な 要配慮者 の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。このため、市は、平素から避難実施要領のパターン作成にあたって消防本部と十分な調整を行うものとする。 (略)	(2) 消防機関の活動 消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な 災害時要援護者 の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。このため、市は、平素から避難実施要領のパターン作成にあたって消防本部と十分な調整を行うものとする。 (略)	〔変更〕 災害対策基本法の一部改正等に伴う用語の修正
第3編 第4章 第2 3 (59頁)	(6) 要配慮者 への配慮 市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、 要配慮者 支援班を設置し、自主防災組織や自治会、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、 要配慮者 への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。また「避難支援プラン」を作成した場合には、当該プランに沿って対応を行う。	(6) 災害時要援護者 への配慮 市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、 災害時要援護者 支援班を設置し、自主防災組織や自治会、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、 災害時要援護者 への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。また「避難支援プラン」を作成した場合には、当該プランに沿って対応を行う。	〔変更〕 災害対策基本法の一部改正等に伴う用語の修正

変更箇所 (頁番号) <small>※頁番号は変更後の計画に対応</small>	新 (変更後)	旧 (変更前)	備考
第3編 第4章 第2 3 (61頁)	<p><u>(13) 大規模集客施設や旅客輸送関連施設における避難大規模集客施設や旅客輸送関連施設に滞在する者等についても、施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう、必要な対策をとるものとする。</u></p> <p><u>(14) 避難住民の復帰のための措置</u> (略)</p> <p><u>(15) 積雪期における住民の避難への配慮</u> (略)</p>	<p><u>(13) 避難住民の復帰のための措置</u> (略)</p> <p><u>(14) 積雪期における住民の避難への配慮</u> (略)</p>	<p>[新設] 富山県国民保護計画の変更に伴う修正 (大規模集客施設等における避難体制の整備について規定されたことによる)</p>
第3編 第4章 第2 3 (61頁)	<p>弾道ミサイル攻撃の場合</p> <p>① (略) (実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設などに避難することとなる。)</p>	<p>弾道ミサイル攻撃の場合</p> <p>① (略) (実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設などに避難することとなる。)</p>	<p>[追加] 富山県国民保護計画の変更に伴う修正 (詭点の追加)</p>
第3編 第4章 第2 3 (63頁)	<p><u>NBC攻撃の場合</u></p> <p>① <u>NBC攻撃の場合においては、攻撃の特性に応じた対応が必要となることから、国対策本部長や知事による避難措置の指示等の内容を踏まえ、避難実施要領の策定及び避難住民の誘導を行う。</u> <u>この場合において、避難誘導をする者に防護服を着用させる等安全を図るための措置を講ずるとともに、風下方向を避けて避難を行うなどに留意する。</u></p>		<p>[新設] 富山県国民保護計画と整合を図るための修正(避難住民の誘導の緊急対処事態の例として、「NBC攻撃の場合」を追加)</p>

変更箇所 (頁番号) <small>※頁番号は変更後の計画に対応</small>	新 (変更後)	旧 (変更前)	備考
第3編 第4章 第2 3 (63頁)	<p>武力攻撃原子力災害の場合</p> <p>① <u>国、県の対策本部における専門的な分析を踏まえて出される避難措置の指示を受けて、避難実施要領の策定及び避難住民の誘導を行うこととなるが、事態の状況を見て、屋内避難（コンクリート屋内が望ましい。）又は他の地域への避難の指示を行うものとする。</u></p>		<p>[新設] 富山県国民保護計画の変更に伴う修正 (避難住民の誘導の緊急対処事態の例として、「武力攻撃原子力災害の場合」が追加されたことによる)</p>
第3編 第5章 3 (65頁)	<p>(1) 救援の基準等 市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。 市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p>	<p>(1) 救援の基準等 市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。 市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p>	<p>[変更] 災害対策基本法の一部改正等による、国民保護法の救援事務の厚生労働省から内閣府(防災担当)への移管に伴う修正</p>
第3編 第6章 1 (66頁)	<p>(1) 安否情報の収集 (略) また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。</p>	<p>(1) 安否情報の収集 (略) また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。</p>	<p>[削除] 外国人登録制度が廃止されたことに伴う修正</p>

変更箇所 (頁番号) <small>※頁番号は変更後の計画に対応</small>	新 (変更後)	旧 (変更前)	備考
第3編 第7章 第4 (76頁)	<p>NBC攻撃による災害及び武力攻撃原子力災害への対処等</p> <p><u>市は、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずるものとし、また武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、地域防災計画（事故災害編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。このため、NBC攻撃による災害及び武力攻撃原子力災害への対処にあたり必要な事項について、以下のとおり定める。</u></p>	<p>NBC攻撃による災害への対処等</p> <p><u>市は、NBC攻撃による災害への対処にあたり必要な事項について、以下のとおり定める。</u></p>	<p>[変更] 富山県国民保護計画の変更に伴う修正 (武力攻撃災害への対処に、「武力攻撃原子力災害への対処」が追加されたことによる)</p>
第3編 第7章 第4 2 (79頁)	<p><u>武力攻撃原子力災害への対処（国民保護法第105条関係）</u></p> <p><u>市は、原子力事業所が武力攻撃災害を受けた場合における周囲への影響にかんがみ、次に掲げる措置を講ずる。</u></p> <p>(1) <u>地域防災計画（事故災害編）等に準じた措置の実施</u> 市は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、<u>原則として地域防災計画（事故災害編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。</u></p> <p>(2) <u>放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示</u></p> <p>① <u>市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力事業所から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ。）若しくは知事から通報を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、区域を所管する消防機関に連絡する。</u></p> <p>② <u>市長は、モニタリングポストによる把握及び消防・警察機関等による連絡により、放射性物質の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者並びに内閣総理大臣及び原子力規制委員会より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会並びに知事に通報するとともに、その受信確認を行う。</u></p>		<p>[新設] 富山県国民保護計画の変更に伴う修正 (武力攻撃災害への対処に、「武力攻撃原子力災害への対処」が追加されたことによる)</p>

- ③ 市長は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を发出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。
- ④ 市長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、区域を所管する消防機関に連絡するとともに、連携して応急対策を行う。
- (3) モニタリングの実施
市は、モニタリングの実施について、状況に応じ、地域防災計画（事故災害編）の定め例により行うものとする。
- (4) 住民の避難誘導
- ① 市長は、知事が住民に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえて、避難実施要領を作成し、住民の避難誘導を行う。
この場合において、「屋内避難」や「移動による避難」の実施の時期や範囲については、国の対策本部における専門的な分析や判断を踏まえた避難措置の指示に基づいて、適切に行う。
- ② 市長は、原子力事業者からの通報内容等を勘案し、事態の状況により避難の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、地域の住民に対し、避難を指示し、その旨を知事に通知する。
- ③ 市は、住民の避難について、状況に応じ、地域防災計画（事故災害編）の定め例により行うものとする。
- (5) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携
- ① 市は、国の現地对策本部長が主導的に運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図る。
- ② 市は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、専門家等の助言を受けて、必要な応急措置を講ずる。

	<p>(6) <u>国の措置命令の要請等</u> 市長は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、<u>武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長が、必要な措置を講ずべきことを命令するように知事が要請するよう求める。</u></p> <p>(7) <u>安定ヨウ素剤の服用</u> 武力攻撃原子力災害の発生により放射性ヨウ素の放出若しくはその可能性がある場合、市は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、<u>地域防災計画（事故災害編）の定め</u>の例により行うものとする。</p> <p>(8) <u>スクリーニング及び除染の実施</u> 市は、避難の際の住民等に対するスクリーニング及び除染の実施については、<u>地域防災計画（事故災害編）の定め</u>の例により行うものとする。</p> <p>(9) <u>飲食物の摂取制限等</u> 市は、飲食物の摂取制限等の措置については、<u>地域防災計画（事故災害編）の定め</u>の例により行うものとする。</p> <p>(10) <u>要員の安全確保</u> 市は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、<u>武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において、積極的な情報収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全対策に配慮する。</u></p>		
<p>第3編 第8章 (81頁)</p>	<p>③ 市は、被災情報の収集にあたっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する<u>とともに、富山県総合防災情報システムに所要の情報を入力し、県、他の市町村、その他関係機関との情報の共有化を図る。</u></p>	<p>③ 市は、被災情報の収集にあたっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。</p>	<p>〔追加〕 富山県総合防災情報システムの改修に伴い、当該システムを利用した県・他市町村との情報共有について追加</p>

変更箇所 (頁番号) <small>※頁番号は変更後の計画に対応</small>	新 (変更後)	旧 (変更前)	備考
第3編 第9章 1 (82頁)	(1) 保健衛生対策 (略) また、避難が長期化する場合は、特に <u>心のケア</u> やエコノミークラス症候群の予防に留意する。 <u>なお、被災地域が広域となる場合、県と連携し、他市町村からの応援を要請する。また、在宅人工呼吸器装着者や人工透析等の治療を受けている患者の受療状況を把握し、必要に応じて、国、県、周辺市町村、消防署、電力会社等の関係機関と連携し、生命維持に努める。</u>	(1) 保健衛生対策 (略) また、避難が長期化する場合は、特にエコノミークラス症候群の予防に留意する。	〔追加〕 富山県国民保護計画の変更に伴う修正 (災害時厚生センター活動マニュアルの策定による)
第3編 第9章 1 (83頁)	<u>(6) 動物関係対策</u> <u>飼育者や住民からの逸走通報の受付を行い、動物の保護を行う。</u> <u>また、避難所及び仮設住宅における動物の飼育者への支援を行うとともに、一時的に飼えなくなった動物及び迷子動物の一時預かりを行うため、県関係機関、周辺市町村に協力を要請する。</u>		〔新設〕 富山県国民保護計画の変更に伴う修正 (災害時厚生センター活動マニュアルの策定による)
第3編 第9章 2 (83頁)	(2) 廃棄物処理対策 ① 市は、地域防災計画の定めに準じて、 <u>「災害廃棄物対策指針」(平成26年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成)</u> 等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。	(2) 廃棄物処理対策 ① 市は、地域防災計画の定めに準じて、 <u>「震災廃棄物対策指針」(平成10年厚生省生活衛生局作成)</u> 等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。	〔変更〕 「震災廃棄物対策指針」が改定され、新たに「災害廃棄物対策指針」が策定されたことに伴う修正